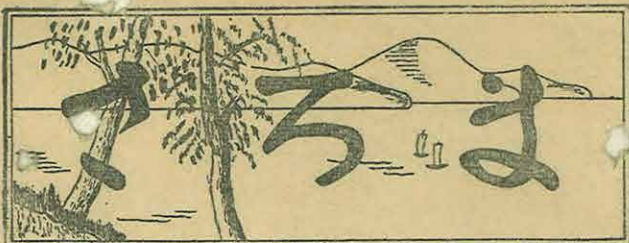


青年・婦人の
生活記録集を募集中

切 3月10日

佐呂間町教育委員



第62号
発行 佐呂間町役場
発行人 佐呂間町長 船木長一郎
編集人 庶務課・庶務係
印刷所 佐呂間印刷

広報「さろま」は町政のいろいろなることを知つていただくために、毎月一回発行し自治会を通じて全世帯に無料で配付しております。みなさまの建設的な御意見や質問は庶務課庶務係へお寄せ下さい。

佐呂間農業講習所

二月五日終了式

町基幹産業であります農業、新しい推進力となる人々を作り出すため一月十七日から開講いたしました農業講習所が二月五日終了しました。

受講者は町内各団体及び自治会から推薦された、本町の中心農村青年であり、十五日間亘る講義に常に真摯な態度で臨み、然も規律ある受講は講師諸先生の賞讃を得た処であります。

講習科目は、農業が現在直面している諸問題特に、農業構造改善、生産性の向上と深い関連性を有する、農業経済、酪農経営、土と肥料、小畜飼育、経営設計、作物生理、共同生産活動、主産地形成の八課目と修養課目の農民心理を加え合計九課目でした。

勿論本講習を受講したことだけで、農業全般の精通者となる訳ではありませんし受講者諸君に勉学のきっかけを与えただけに過ぎません。受講者諸君が今後の基礎的或は応用の研究に励まれんことを希望しますと同時に、今回受講の機会を持たなかつた多くの方が受

講者との話し合いにより、その知識が遍く部落全般に行き及ります様切望します。受講者中規定の時間数を北西富岸本博司大深義忠



検査審査会とは？

新しい憲法のもとに、日本の政治を明るくするため、いろいろの民主的な新しい制度の一つとして「司法の民主化」という大きな使命をもつて生まれました。

わたくしたちの中から選ばれた人々が、国民の意見を警察庁の仕事の上に反映し、これを監視するのが検査審査会です。

それは検査審査会の内容について少々記したいと思います。

◎検査審査会のしごと◎

犯人を裁判にかけるのは、検察官だけしかできません。それは、窃盗とか、詐欺とかいろいろの犯罪で被害を受けた人が、警察や検察庁に訴え出たが、検察官がその事件を裁判にかけてく

新しい憲法のもとに、日本の政治を明るくするため、いろいろの民主的な新しい制度の一つとして「司法の民主化」という大きな使命をもつて生まれました。

わたくしたちの中から選ばれた人々が、国民の意見を警察庁の仕事の上に反映し、これを監視するのが検査審査会です。

それは検査審査会の内容について少々記したいと思います。

◎検査審査会のしごと◎

犯人を裁判にかけるのは、検察官だけしかできません。それは、窃盗とか、詐欺とかいろいろの犯罪で被害を受けた人が、警察や検察庁に訴え出たが、検察官がその事件を裁判にかけてく

りますが、検査審査員は衆議院議員の選挙権を有する人々のうちから「くじ」で選ばれます。

従つて男女を問いません。そしてその任期は六ヶ月です。

◎検査審査会はどこにあるか◎

検査審査会は、各地方裁判所と地方裁判所支部の所在地に設けられ、現在全国を通じて二〇四ありです。

各検査審査会には事務局がおかれ、それは大体各地の裁判所の中にあり事件の申立の受付などの仕事をしています。申立には費用はいりません。以上簡単に検査審査会の制度等について記載しました。くわしい事については選挙管理委員会、又は検査審査会事務局に問合せ下さい。

富朝武中柄大共
丘日士園木成立
久保勝雄
以上二五名

選挙有権者

七、九一六六人です

昭和三十六年九月十五日現在で調整された基本選挙人名簿は、十二月二十日確定されました。各投票区別の有権者をお知らせいたします。

尚本年は七月任期満了になり、八月任期満了の海区漁業調整委員の選挙が行なわれる予定であり、その都度基本選挙人名簿の外に補充選挙人名簿が作られ、基本選挙人名簿に登録されていません。

基本選挙人名簿登録人員

投票区	部落名	男	女	計
第1投票区	市街、西富、東	977	1,002	1,979
2	知来	233	238	471
3	仁倉	253	248	501
4	浜佐呂間	339	352	691
5	幌岩	108	106	214
6	浪速	54	41	95
7	富武	223	220	443
8	北	127	134	261
9	若里	291	280	571
10	若佐、中園、川西	427	472	899
11	武士	124	113	237
12	朝日	66	67	133
13	富丘	84	80	164
14	柄木	163	153	316
15	啓生	77	66	143
16	栄大	240	245	485
17	共立	151	162	313
計		3,937	3,979	7,916

海区漁業調整委員選挙人名簿登録人員

投票区	部落名	男	女	法	人	計
第1投票区	浜佐呂間幌岩	68	63			131
2	富武士	56	42	2		100
3	若里	54	44			98
計		178	149	2		329

電気による火災を防ごう

近年文化の進展とともに各家庭でもいろいろな電気器具を利用する様になり、電気火災は一日も多くなっています。

一、屋外配線

屋外配線が家屋や樹木等に接触し、状態が悪くなると被覆が損傷して、短絡や漏電することがあります。から速かに改修する必要があります。

二、屋内配線、コード

被覆の損傷があることは、マツトによつて起るばかりではなく、接点不良のため、接触抵抗による発熱又は過負荷（電線の太さからみて一定の電気の量以上一度に使用し過ぎた場合）例えは線の一部が切れて細くなつていたり、知らず使つていても過負荷となる。による発熱によつて起る。配線、コード等の取替え、接続部の修理、過負荷にならない様に電気を使用することが大切です。

三、開閉器

さつとみて熱くなつていたり、ときには、過負荷又は開閉器内の接触不良により熱くなるので、その原因により修理したり、過負荷にならないだけに電気を使用しなければならぬ。ヒューズは正規のものを用いなければ火災の最大原因となります。

四、電灯

コンセント、スイッチの加熱しているものは取り替へる。コードの絡みついているものは、熱源として、今すぐやめて下さい。

五、電線

電線に可燃物（燃えやすいもの）の覆をかぶせて覆が接触して発熱したり、過熱したる。ことがしばしばある。十分注意して下さい。

またソケットやコンセントから多くの電灯や電気器具等をとりだしている場合は、コード、屋内配線が過負荷となり火災の危険が生じます。

特に過去に発生した火災の原因に書かれたようなことが原因で火災となつていないから注意して下さい。

五、電線

電線に可燃物（燃えやすいもの）の覆をかぶせて覆が接触して発熱したり、過熱したる。ことがしばしばある。十分注意して下さい。

またソケットやコンセントから多くの電灯や電気器具等をとりだしている場合は、コード、屋内配線が過負荷となり火災の危険が生じます。

特に過去に発生した火災の原因に書かれたようなことが原因で火災となつていないから注意して下さい。

農地相談室

農地の売買契約を解除するの知事の認可が必要か

「問」私は、相手が代金を支払うと同時に、登記手続に際するといふ条件で、自作地一町五反を、農地法三條の許可手続を経て、甲に売り土地を引き渡しましたが、いくらか督促しても、甲は代金を支払つてくれません。しかたがないので、甲の契約不履行を理由に契約を解除し、土地をとりもどしたいと思いますが、そのためには、農地法三條の農地等移転許可をもう一度受けなければなりませんか。

「答」買主が売主にその売買代金を支払わない場合（債務不履行）とか当事者の意思表示にかひがあつたために、契約を取消等の場合のように一定の事由のある場合には法律の規定によつて契約を解除することが出来ます。（法定解除権）

このように、その契約自体を存続させることが不相当であるとする事由が発生したために契約を解除したりあるいは取り消したりする場合に農地法三條の許可手続を要する「権利の移転」ではないと見られます。だからその場合は農地法三條の許可は不要です。しかし、いつたん契約が成立した後に、その当事者の合意によつて契約の効力を消滅させる場合である「合意解除」のように、法定解除権に基き解除するのではなく相手方との合意（契約）によつて契約を解除する場合には、その実態は新たな所有権の移転が行われるものと認められます。この場合には農地法三條の許可手続をとらなければなりません。

また、売主が買主に対して債務を負つていて、売買契約に際して予め買戻権を付したり再売買の予約をしていて、債務の返済をしたならば買戻権や予約権を行使して再び売主が所有権を確保するが、それまでの間は買戻権を担保するために一時債権者に所有権を移転するということがよく行われます。このような場合にも、買戻権や予約権を行使して所有権を確保する場合には再び新しく所有権移転が行われることになり、知事の許可を必要とすることは言うまでもありません。

